

昭和二十七年十一月十二日提出  
質 問 第 四 号

立川市における汚染飲料水に関する質問主意書  
右の質問主意書を提出する。

昭和二十七年十一月十二日

提出者 山花 秀雄

衆議院議長 大野 伴 睦 殿

## 立川市における汚染飲料水に関する質問主意書

昭和二十二、三年以来、立川市における飲料水の鉱油による汚染問題が惹起されてから、責任ある関係当局による根本的解決策が全然講ぜられず今日に至つたため、今年、ついにその汚染面積は八五、七六五ヘクタール、富士見町、曙町、柴崎町、錦町及び高松町の一帯に拡大し、二、三一七世帯、人口九、九六五名が、直接又は間接に、飲料用としてこの汚染水使用のやむなきに至つた。

なお、この汚染飲料水の化学分析の結果、猛毒性の四エチール鉛含有の事実が明かにされた。

事の重大性にかんがみ、ここに左の点につき政府の回答を求める。

一、汚染飲料水の原因が、米軍基地のエンジン洗じよう廃油を貯蔵する地下廃油タンク及び輸送管の損傷によることが基地側からも明かにされている。

政府は、当問題の根本的解決策として、左記のごとく日米合同委員会に協議する意志ありや否や。

(イ) 地下廃油タンク及び輸送管の損傷部分を、即時、徹底的に、修理する。

(ロ) 飲料水道施設完備の工事を、日米合同委員会の責任において、促進する。

(ハ) 水道施設工事（各戸引込管を含む。）に要する一切の費用及び現在まで汚染飲料水地域に居住する市民のこうむつた一切の損害を、防衛分担金から、優先的に支出補てんする。

二、立川市水道施設工事計画の全ぼう及び工事の現況について知りたい。

三、前記水道施設工事は、メイン・パイプの敷設のみに止り、各戸への引込パイプは、一メートルごとに金一、〇〇〇円の割合で市民に負担せしめるということは、事実であるか、否か。

四、汚染飲料水を化学分析した結果、汚染水一リットルについて四エチール鉛一四〇ガンマーの含有が明かにされている。四エチール鉛は、特に猛毒で、この中毒は神経系統を犯し、生命に危険を及ぼすものであることが証明されている。

しかるに、都の保健課が、市当局その他をして、この事実を一般市民に知らしめないよう要請したといわれているが、事実であるか、否か。

政府の、かかる都保健課の行為に対する責任及びさしあたっての危険防止に関する見解如何。

五、現在行われている給水車による給水が、時間的に制限されているので、勤務その他の関係から、今なお、汚染水を飲料用として使用せざるを得ない人人が少くないというが、これに対する政府の対策及び見解如何。

右質問する。